

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長
丸 山 洋 司

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

高等学校等（全日制及び定時制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）における遠隔教育の推進については、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業（同時双方向型授業配信。以下「メディアを利用して行う授業」という。）を、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。）に位置付ける等これまでも制度の弾力化を図ってきたところです。

この度、高等学校等に在籍する疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる生徒（以下「病気療養中等の生徒」という。）の教育の一層の充実を図るため、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年文部科学省令第 15 号）が、令和 2 年 4 月 1 日に公布され、同日施行されました。

制度改正の趣旨、概要及び留意事項については、下記のとおりですので、十分御了知いただき、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校等及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、このことを十分周知願います。

記

第 1 制度改正の趣旨

今回の制度改正の趣旨は、病気療養中等の生徒については、メディアを利用して行う授業を活用することにより、当該生徒の教育機会の確保に資すると考えられることから、当該生徒に対して行う当該授業について、修得する単位数の制限の緩和を図ることとすること。

なお、今回の制度改正は、令和元年 6 月に文部科学省が取りまとめた「新時代の学

びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」において、今後の取り組むべき施策の一つとして位置付けていること。

第2 制度改正の概要

規則第96条第2項において、メディアを利用して行う授業により修得する単位数は、高等学校及び中等教育学校の後期課程の全課程の修了要件である74単位のうち、36単位を超えないものとされているが、病気療養中の生徒であって、相当の期間学校を欠席すると認められるものが当該授業により修得する単位については、この限りでないこととすること。

また、規則第133条第2項において、特別支援学校の高等部の全課程の修了の要件として定める単位数又は授業時数のうち、メディアを利用して行う授業によるものは、それぞれ全課程の修了要件として定められた単位数又は授業時数の2分の1に満たないものとされているが、同旨の改正を行うこととすること。

第3 留意事項

- 1 施行規則第96条第2項及び第133条第2項の規定の、生徒が疾病による療養のため又は障害のため長期欠席状態にあるか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が義務教育段階における就学事務の参考資料として作成し配布している「教育支援資料」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成26年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された年間延べ30日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、学校又はその管理機関が行うこととすること。
- 2 施行規則第96条第2項及び第133条第2項の規定の、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要がある生徒としては、例えば病院で治療を受ける生徒や、障害児入所施設でリハビリテーションを受ける生徒等が考えられるが、自宅で療養をする生徒であって、風邪等の一時的な疾病により療養する生徒等は原則として認められないこと。
- 3 施行規則第96条第2項ただし書の対象として扱う単位としては、疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要があつて、相当の期間学校を欠席すると認められる状態で、メディアを利用して行う授業の全部又は一部を履修して修得するもの（以下「病気療養中等の状態修得する単位」という。）が認められること。例えば病院での治療が終わり、当該状態ではなくなった状態において、メディアを利用して行う授業の全部を履修して修得する単位（以下「病気療養中等の状態以外の状態修得する単位」）については、同項ただし書の対象として扱うことは認められず、その場合には、同項本文に規定のとおり、高等学校等の全課程の修了要件として修得すべき単位数である74単位のうち36単位以下とすること。なお、同項の規定により36単位以下とする対象の単位は、病気療養中等の状態以外の状態修得する単位であり、病気療養中等の状態修得する単位がその算定に含まれるものではないこと。特別支援学校の高等部にあつても同旨とすること。

- 4 その他、病気療養中等の生徒に対し、施行規則第 88 条の 3 の規定に基づきメディアを利用して行う授業を履修させるに当たっては、平成 27 年 4 月 24 日付け 27 文科初第 289 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」及び令和元年 11 月 26 日付け元文科初第 1114 号「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）」及び別添の「病気療養中等の生徒への遠隔教育に関するその他の留意事項」についても留意されたいこと。

（参考）

- ・ 教育支援資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

参事官（高等学校担当）付高校教育改革係

電話 03-5253-4111（内線 3705）

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係・指導係

電話 03-5253-4111（内線 3193・3716）

病気療養中等の生徒への遠隔教育に関するその他の留意事項

病気療養中等の生徒への遠隔教育に関するその他の留意事項について、本通知で示した留意事項のほか、これまでの平成 27 年 4 月 24 日付け 27 文科初第 289 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」及び令和元年 11 月 26 日付け元文科初第 1114 号「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）」で示してきた留意事項等に補足して、以下の通りお示しします。関係各位におかれましては、これまでの上記通知で示してきた留意事項等とともに、以下の点にも十分ご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

○病気療養中等の生徒に対し、同時双方向型授業配信を行うに当たっての配慮について

病気療養中等の生徒に対し、本通知で示された同時双方向型授業配信を行うにあたっては、以下のア・イについてもご配慮いただきますようお願いします。

ア 当該生徒の体調の変化に留意し、授業の前後で当該生徒の体調の変化等を確認し、同時双方向型授業配信を行うことが適当でないと考えられる場合には、直ちに中止できるようにすること。

イ 教員と当該生徒が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うことが原則であるが、当該生徒の状態等を踏まえ、例えば治療による脱毛等の容姿の変化を配信側の教室にいる他の生徒等に見られたくない等の生徒の心情等に配慮し、音声や文字のみによるやり取りも可能であること。

○特別支援学校訪問教育におけるいわゆるオンデマンド型の授業の扱いについて

改正後の施行規則第 133 条第 2 項に規定する「教員を派遣して教育を行う必要があると認められるもの」とは、教員を派遣して行う教育（以下「訪問教育」という。）を指すものです。

これに関して、特別支援学校の訪問教育を受ける生徒に対して行う通信による教育には、添削指導、面接指導、メディアを利用して行う授業のほか、事前に収録された授業を、学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能なもの（以下「オンデマンド型の授業」という。）がありますが、本制度改正は、平成 27 年 4 月 24 日付け 27 文科初第 195 号「特別支援学

校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」でお示した、特別支援学校の高等部の全課程の修了の要件として定める単位数又は授業時数のうち、オンデマンド型の授業によるものは、全課程の修了要件として定められた単位数又は授業時数の2分の1未満であるという考え方について、変更を加えるものではありません。

○病気療養中等の生徒の教育を行うにあたっての関係機関の連携について

病気療養中等の生徒の教育に当たり、当該高等学校等及びその設置者は、保護者、医療機関等との十分な連携体制を確保し、当該生徒の病気の種類や病状等に応じた適切な指導、緊急時の対応等について、医療機関、特別支援学校等から必要な助言・指導を得るようお願いします。

なお、病院を退院後も、引き続き、治療や生活規制のため通学が困難な場合、入退院を頻繁に繰り返す場合等においても、当該生徒の状況に応じ、継続して教育が行われるよう、当該高等学校等及びその設置者は、保護者、医療機関等との十分な連携体制を確保するようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係・指導係

電話 03-5253-4111（内線 3193・3716）